

禁煙外来について ～禁煙されたい方ご相談下さい～

当院にてニコチン依存症の 保険診療を行っています。

下記に当てはまる方は保険診療が適用されます。

- ◎ニコチン依存症と医師に診断された方
- ◎1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて200以上の値となる方
- ◎直ちに禁煙を希望されている方
- ◎定められた禁煙プログラムの説明を受け、治療を受けることに同意される方
- ◎過去1年以上、ニコチン依存症の治療を受けていない方、もしくは初めての方

診療時間案内

薬剤調達不可のため現在中止中です

また、当院では敷地内禁煙を実施しております。

健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止にご理解とご協力をお願い致します。